

「地上げ屋 110 番」実施の報道協力依頼書

2015 年 6 月 8 日

司法記者クラブ各位

生活弱者の住み続ける権利対策会議

代表 田中祥晃（全国借地借家人組合会長）

T E L 06-6429-1500

事務局長 増田尚（大阪弁護士会）

T E L 06-6633-7621

大阪連絡先

大阪クレサラ・貧困被害をなくす会（いちょうの会）

大阪市北区西天満 4 丁目 5-5 マーキス梅田 301 号

T E L 06-6361-0546

今なぜ「地上げ屋 110 番」なのか

1970 年（昭和 45 年）ごろ 田中角栄首相の列島改造政策による地価高騰により「底地買い」や「借家」を買い取り借地人や借家人を暴力的な追い出しをする「地上げ屋」が横行し、1995 年（平成 7 年）に「宅地建物取引業法」の一部が改正され、悪質な地上げなど借地借家人への威圧行為が禁止され、表面的には威圧行為はなくなりました。

総務省の平成 25 年度、住宅土地統計調査報告書によると日本の住宅総数は 6,063 万戸で 5.3%の増加、その反面空家数は 820 万戸に増加したと報じられ、その一方公営住宅応募率は全国平均で 6.6 倍となっており、ハードルが高くなっている。空き室の増加の大きな原因は、1960 年の高度経済成長期に仕事を求めて大量に労働者が移動し、公営住宅が少なく民間の共同住宅が建てられ、その住宅が 30 年～40 年経過し老朽化し空家の 63.4%が個人所有でしかも 60%以上の高齢者であり、空家を積極的にリホームせず、放置され空家が目立つようになりました。

共同住宅を有効利用するため安く買上げ残された人に、立ち退く正当な理由もなく、わずかな立退き料で追い出す行為が横行している。

借地借家人組合での借地借家相談のうち「地上げ屋」による立退き相談は 50%近く 3 年連続しております。

空家に残された借家人は単身の高齢者、母子家庭、生活保護者、身体障害者の人達で、いわゆる生活弱者が取り残され、社会との繋がりを失い、情報に乏しい生活弱者を食い物にする「地上げ」行為を放置を許さないため、「生活弱者の住み続ける権利」を守るための対策会議を 4 月 10 日に全国組織をして立ち上げました。

そして 6 月 14 日に東京と大阪と福岡で同時に「地上げ屋」110 番を実施することになりました。

大阪は別紙の通り「110 番」を行いますので、各社とも、この取り組みの主旨をご理解いただき報道に、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上